

徳島県告示第四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事務所	所在地
長野事務所	長野市南県町一〇八二番地 KOYO南県町ビル五階
佐賀事務所	佐賀市駅前中央一丁目九番三八号 SONIC佐賀駅前ビル七〇四号室
長崎事務所	長崎市万才町三番四号 長崎ビル八階

変更後

事務所	所在地
長野事務所	長野市南県町一〇八二番地 ND南県町ビル五階
佐賀事務所	佐賀市駅前中央一丁目五番一〇号 朝日生命佐賀駅前ビル三階
長崎事務所	長崎市万才町三番四号 長崎ビル二階

三 変更する日

令和二年五月二十八日